

藤岡市農業委員会  
令和3年第5回  
定例会議事録

令和3年5月6日招集

## 令和3年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和3年5月6日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第5回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 29号 農用地利用配分計画（案）について  
報告第 9号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 10号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (13名)

- |             |            |            |           |
|-------------|------------|------------|-----------|
| 1 番 秋山 幸夫   | 2 番 宮澤 一夫  | 3 番 清水 文江  | 4 番 浦部 隆  |
| 5 番 浅見 健司   | 6 番 折茂 新一  | 8 番 関根 隆雄  | 9 番 折茂 高弘 |
| 10 番 金澤 貞夫  | 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 | 13 番 山口 暁 |
| 14 番 福田 俊太郎 |            |            |           |

### [欠席農業委員] (1名) 7 番 黒澤 義雄

### [出席農地利用最適化推進委員] (なし)

### [事務局]

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長   | 塚本 良  | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦  | 主 任    | 牧 眸美  |
| 主 任     | 笠原 諒亮 |        |       |

(開 会 13時28分)

事務局次長 ただ今より令和3年第5回定例会を進行させていただきます。  
本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましても、中庁舎3階小会議室を用意しておりますので、本日は1班の委員さんにつきましては、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長      ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長             それでは、ただ今より令和3年第5回農業委員会定例会を開催いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番 折茂（高弘）委員、10番 金澤委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各般の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13:35 休憩)

(14:25 再開)

議長             休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長         報告いたします。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、立石のMさんが、農業経営の安定を図るため、立石の農地1筆、420㎡を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。整理番号2番は、神田のTさんが、新規就農するため、三本木の農地2筆、4,960㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長             議案第25号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは、整理番号3番の1件です。整理番号3番は、市外の法人が上日野の農地1筆、12㎡に太陽光ケーブルを埋設するにあたり、地役権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第25号整理番号3番について、2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 茂木委員どうぞ。

茂木委員 今回の地役権設定については、以前地上権の設定では農地法第5条で許可申請が上がっていましたが、今回なぜ農地法第3条申請なのですか。

事務局 今回農地法第3条の地役権設定については、農地はそのまま農地として耕作し、地中に埋設物を埋める権利の設定です。

議長 よろしいですか。他にご意見はありますか。

(意見なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、本郷のTさんが、本郷の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は79㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、三ツ木のKさんが、三ツ木の農地を牛の飼育施設用地として転用するもので、面積は926㎡、農地区分は農振ですが、編入の際に用途変更も同時に行っているため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第26号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第26号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第26号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第26号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第26号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番の1件です。整理番号3番は、下大塚のKさんが、本動堂の農地を貸露天駐車場用地として転用するもので、面積は560㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第26号整理番号3番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第26号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第26号整理番号3番は許可と決定します。続きまして議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番から4番の4件です。整理番号1番は、岡之郷のMさんが、小林の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は485㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、立石新田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、

面積は1,191㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、市外の法人が、森新田の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は943㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、本郷のYさんが、三本木の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は500㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第27号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何か意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号4番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号5番から9番の5件です。整理番号5番は、上大塚のMさんが、上大塚の農地を贈与で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は277㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市外のIさんが上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は246㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は本動堂のTさんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は290㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,159㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,536㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第27号整理番号5番から9番について2班の班長さんより報告があり

ましたが、初めに整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第27号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案27号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号9番は許可と決定します。続きまして、議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第28号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに1番から11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画1番から11番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第28号農業経営基盤促進法第18条の規定に基づく農用地利用促進計画1番から11番については原案のとおり決定します。続きまして12番の審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(山口委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画12番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画12番については原案のとおり決定します。

(山口委員着席)

議長 続きまして、議案第29号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第29号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第29号農用地利用配分計画（案）について、特に意見もなしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第29号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第9号・10号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第9号・10号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第5回定例会を閉会いたします。委員の皆様には大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時50分)